

佐賀県規則第21号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年佐賀県規則第8号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(記録簿) 第26条 略	(記録簿) 第26条 略 <u>(平成26年4月以降の分として支給される補償等に係る補償基礎額の特例)</u> 第27条 <u>平成25年度において新たに、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の減額の措置を踏まえた職員の報酬の減額(以下この条において「報酬減額支給措置」という。)を行った職員に対して平成26年4月以降の分として支給される補償及び福祉事業に係る補償基礎額であって、当該報酬減額支給措置により減ぜられた報酬を基に定めるものについては、当該報酬減額支給措置がないものとして条例第5条の規定を適用して定める。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。